

平成29年11月28日
福祉部指導監査室居宅事業者課

指定居宅サービス事業者等の指定の取消しについて

介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項、第115条の9第1項及び第115条の45の9の規定により、指定の取消しを行いましたのでお知らせします。

1 対象事業者

- (1) 法人名 株式会社 双平
- (2) 代表者 代表取締役 松本 講平
- (3) 所在地 東大阪市若江西新町四丁目12番14号

2 事業所名称、事業の種類、所在地及び指定年月日

- (1) 事業所名称 株式会社双平ヘルパーステーションさくら
- (2) 事業の種類 訪問介護・介護予防訪問介護・第1号訪問事業
- (3) 所在地 東大阪市若江西新町四丁目12番14号
- (4) 指定年月日 訪問介護 平成24年1月1日
介護予防訪問介護 平成24年1月1日
第1号訪問事業 平成27年4月1日(みなし指定)

3 指定取消し年月日 平成29年12月31日

4 指定取消しの理由

- (1) 不正請求(法第77条第1項第6号)
複数回にわたり、実際には提供していないサービスについて、サービス提供記録等の書類を作成したうえ、その報酬を請求し、受領した。
- (2) 虚偽の答弁(法第77条第1項第8号)
本件監査における質問に対し、従業者2名が虚偽の答弁を行った。
- (3) 人格尊重義務違反(法第77条第1項第5号)
 - ① 利用者1名に対し、少なくとも、平成27年12月から平成28年5月までの間、つなぎ服を着用させることによる身体拘束を行っていた。
 - ② 利用者1名(①とは別の利用者)に対し、少なくとも、平成27年1月19日から同年3月18日までの間、ミトンを着用させることによる身体拘束を行っていた。
- (4) 法違反(法第77条第1項第10号)

当庁の指定に係る事業所とは別に、堺市に所在する施設内に事業所としての実体を有するサービス提供の拠点を設け、当該施設に居住する利用者に対し、同所を拠点としてサービス提供を行っている。

(5) 法違反(法第115条の9第1項第9号)

指定介護予防サービス事業と一体的に運営する指定居宅サービス事業において、上記(1)から(4)までのとおり、法違反があった。

(6) 法違反(法第115条の45の9第6号)

第1号事業と一体的に運営する指定居宅サービス事業において、上記(1)から(4)までのとおり、法違反があった。

5 事業者に対する経済上の措置

不正に請求し、受領していた介護給付費等(東大阪市分)を返還させるほか、法第22条第3項の規定により、返還額(東大阪市分)に100分の40を乗じて得た加算額の支払いを命じる。

① 返還させるべき額(東大阪市分)

36, 526円

② ①に加算額を含めた額(東大阪市分)

51, 136円

③ 返還させるべき額(東大阪市以外(大阪市)分)

132, 587円(東大阪市が確認した額)

④ 返還させるべき額の合計額(東大阪市及び大阪市分)

169, 113円(①+③)